

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（税務課）	53
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	54
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	54
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	54
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	56
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	57

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	58
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	59
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	60

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	61
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	62
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	62

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	62
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	63

道警察署告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	64
------------------------	----

告 示

北海道告示第313号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量

- 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 一式
- 自動車二税申告書等処理業務（1件当たりの単価）

ア 自動車二税申告書処理業務	468,700件
イ 自動車税返戻納税通知書処理業務	47,600件
ウ 自動車税住所訂正入力票処理業務	75,800件
エ 自動車税あて名情報入力処理業務	14,800件
オ 自動車税住所変更通信票処理業務	21,900件
カ 自動車税住所等調査管理票兼入力表処理業務	11,100件
キ 自動車税住居表示変更対象者一覧表兼入力表処理業務	19,900件
ク 自動車二税課税免除等処理業務	17,800件
ケ 自動車税課税免除現況回答書処理業務	40,600件
コ 不動産取得税承継取得入力票処理業務	120,200件

(3) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

ア 住所コード引き（1件当たりの単価）	236,438件
イ A N K（1字当たりの単価）	87,210,300字
ウ 漢字（1字当たりの単価）	5,829,600字

(4) 道税総合情報処理システムシーリング業務（1件当たりの単価）

ア 封かん	671,500件
イ 封入・封かん	3,234,500件

(5) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務（1件当たりの単価）

(6) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務（1枚当たりの単価）

ア マスタ	78枚
イ コピー	407枚

(7) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務（1人工当たりの単価）

2 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 氏 名 株式会社HBA
- 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4

随意契約に係る契約金額

(1)

116,724,240円

(2)ア

45円

イ

16円

ウ

44円

エ

56円

オ

46円

カ

49円

キ

49円

ク

123円

ケ

23円

コ

24円

(3)ア

20.5円

イ

0.33円

ウ

1.05円

(4)ア

3.5円

イ

3.5円

(5)

14円

(6)ア

15,200円

イ

2,100円

(7)

540,000円

5

契約の相手方を決定した手続

随意契約

6

随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)

名 称

北海道総務部財政局税務課

(2)

所在地

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第314号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

随意契約に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量

道税に係る収納磁気テープ作成業務

1,802,000件

2

随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月23日

3

随意契約の相手方の氏名及び住所

(1)

氏 名

株式会社北洋銀行

(2)

住 所

札幌市中央区大通西3丁目7番地

4

随意契約に係る契約金額

17.90円

5

契約の相手方を決定した手続

随意契約

6

随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)

名 称

北海道総務部財政局税務課

(2)

所在地

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年4月13日、空知土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年4月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
音更東高台	客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
忠 類	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	同
本 別	暗渠排水、区画整理	同

北海道告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村189の1・190の1・191の2から191の4まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 北広島市南の里670の15（次の図に示す部分に限る。）、670の21、670の22
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び北広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第319号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 芦別市・虻田郡喜茂別町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 小樽市・余市郡余市町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 小樽市・余市郡余市町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振興部林務課並びに石狩市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第322号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
当別町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに石狩市役所及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

積丹美国町1（Ⅱ－1－108－661）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町字厚苫（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

積丹美国町4（Ⅰ－1－312－849）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

積丹美国町8（Ⅱ－1－109－662）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

積丹美国町9（Ⅰ－1－316－853）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

積丹美国町10（Ⅱ－1－110－663）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

積丹美国町11（Ⅱ－1－111－664）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

厚苫川（Ⅰ－13－0380）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字美国町字厚苫（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茶津一の川（Ⅱ－13－0420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茶津川（Ⅱ－13－0430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字美国町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	イ 住 所 広尾郡広尾町本通8丁目11番地 4 落札金額 (1) 130円 (2) 132円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年1月20日付け北海道十勝総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目 北海道釧路総合振興局告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年4月24日 北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 フルカラー複写機及び附属品 1台 2 落札を決定した日 平成27年2月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社三ッ輪商会 (2) 住 所 釧路市鳥取南5丁目12番5号 4 落札金額 (1) 基本料金 1,000円 (2) 複写料金 モノクロ 14円 フルカラー 44円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年1月6日付け北海道釧路総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道十勝総合振興局告示第48号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年4月24日 北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文 1 落札者に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車ガソリン JIS K2202（2号レギュラー） 5,800リットル (2) 自動車ガソリン JIS K2202（2号レギュラー） 2,300リットル 2 落札を決定した日 平成27年3月2日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 安田石油株式会社 イ 住 所 河西郡芽室町本通5丁目27番地 (2)ア 氏 名 有限会社勝見商店	

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年4月24日

北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータ等の賃貸借（42台分）一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成27年7月16日から平成32年7月15日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年4月24日（金）から同年5月26日（火）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成27年6月4日（木）午後2時（送付による場合は、同月3日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量

ア パーソナルコンピュータ等の賃貸借 4台分 一式

イ パーソナルコンピュータ等の賃貸借 148台分 一式

(2) 予定時期（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

ア 平成27年6月頃

イ 平成27年10月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142
- 12 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of personal computer 42 sets.
B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., June 4, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., June 3, 2015)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo nishi 5-chome, Iwamizawa, 068-8550, Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁上川教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年4月24日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

- 1 落札に係る物品等の名称（1月1台当たりの基本料金及び1枚当たりの単価）及び数量
- (1) 落札に係る物品等の名称
複写機及びその附属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）
- (2) 調達台数及び調達予定数量
13台及び1月1台当たり7,908枚

- 2 落札を決定した日
平成27年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社栄進堂
(2) 住 所 留萌市栄町2丁目5-28
- 4 落札金額
(1) 基本料金 3,500円
(2) 1枚当たりの単価 1円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年2月3日付け北海道教育庁上川教育局告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1-1

北海道教育庁上川教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成27年4月24日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
- ア 落札に係る特定役務の名称
北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約（1日当たりの単価）
- イ 調達予定数量
- (ア) ①コース 46日
(イ) ②コース 3日
(ウ) ③コース 32日
(エ) ④コース 45日
(オ) ⑤コース 63日
(カ) ⑥コース 12日
(キ) ⑦コース 3日
(ク) ⑧コース 2日
(ケ) ⑨コース 1日
(コ) ⑩コース 4日
(サ) ⑪コース 2日

(シ) ⑫コース 2日 (2) 落札を決定した日 平成27年3月24日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 名士バス株式会社 イ 住 所 名寄市西4条南10丁目1-4 (4) 落札金額 ア 1の(1)のイの(ア) 23,650円 イ 1の(1)のイの(イ) 22,450円 ウ 1の(1)のイの(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)及び(サ) 26,050円 エ 1の(1)のイの(オ)及び(ケ) 24,850円 オ 1の(1)のイの(ク)、(コ)及び(シ) 27,250円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成27年2月27日付け北海道教育庁上川教育局告示第17号 2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ア 随意契約に係る特定役務の名称 (ア) 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約(1日当たりの単価) (イ) 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約(1日当たりの単価) イ 調達予定数量 (ア) a ながやまコース 205日 b かむいコース 163日 c かむい(水曜日・不定期)コース 42日 d 中央・中送りコース 121日 e 中央(火曜日)コース 42日 f 中央(水曜日・不定期)コース 42日 g ながやま(登校便のみ)コース 3日 h かむい(登校便のみ)コース 3日 i 中央(登校便のみ)コース 3日 (イ) a 末広コース 204日 b 大町コース 128日 c 中送りコース 76日 (2) 随意契約の相手方を決定した日 ア (1)のアの(ア)	平成27年3月25日 イ (1)のアの(イ) 平成27年3月27日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア (1)のアの(ア) (ア) 氏 名 有限会社愛山交通 (イ) 住 所 旭川市東旭川南1条7丁目6-3 イ (1)のアの(イ) (ア) 氏 名 有限会社旭川観光バス (イ) 住 所 旭川市永山6条13丁目7-11 (4) 随意契約に係る契約金額 ア (1)のイの(ア)の a 40,200円 イ (1)のイの(ア)の b 47,415円 ウ (1)のイの(ア)の c 41,350円 エ (1)のイの(ア)の d 39,360円 オ (1)のイの(ア)の e 32,080円 カ (1)のイの(ア)の f 27,560円 キ (1)のイの(ア)の g 28,450円 ク (1)のイの(ア)の h 27,250円 ケ (1)のイの(ア)の i 20,400円 コ (1)のイの(イ)の a 39,055円 サ (1)のイの(イ)の b 29,715円 シ (1)のイの(イ)の c 41,223円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1-1 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年4月24日
--	---

北海道人事委員会規則13－93

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に、「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業」を「同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業」に、「定める活動」を「定める援助」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月24日

北海道人事委員会規則13－94

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に、「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業」を「同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業」に、「定める活動」を「定める援助」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月24日

北海道人事委員会規則17－10

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17－0）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第171号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年4月24日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 2,964着

警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,541着

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成27年8月31日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。

(5) 当該調達物品の製造に必要な生地の手供給を受けられること。

(6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成27年4月24日から同年5月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 平成27年6月5日 午後1時30分（送付による場合は、同月4日 午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。（仕様書を除く。）
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239
- 11 Summary
- A Nature and quantity of products to be procured :
- a Male police officer's summer shirts with long sleeves, 2,964 pieces
- b Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,541 pieces
- B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., June 5, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 4, 2015)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2239

北海道警察本部告示第172号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年4月24日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
交通違反原票入力OCR装置等 一式
- 落札を決定した日
平成27年4月3日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H B A
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 落札金額
1,026,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成27年2月17日付け北海道警察本部告示第63号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	
道 警 察 署 告 示	
釧路方面釧路警察署告示第 6 号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成27年 4 月24日 北海道釧路方面釧路警察署長 中 林 厚 1 随意契約に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車用ガソリン J I S 2 号 150,000リットル (2) 軽油 J I S 各号 6,000リットル 2 随意契約の相手方を決定した日 平成27年 3 月20日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 金井石油株式会社 (2) 住 所 釧路市文苑 1 丁目22番11号 4 随意契約に係る契約金額 (1) 130円 (2) 113円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路方面釧路警察署会計課 (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目 5 番地 1	